

建築確認済証交付時の注意事項等

- 1 工事期間中は工事現場の見やすい所に、次の確認表示板を掲示してください。

建築基準法による確認済	
確認年月日・番号	年 月 日 第 号
確認済証交付者	
建築主又は 建築主氏名	
設計者氏名	
工事監理者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
建築確認に係る その他の事項	

25cm
以上

35cm以上

- 2 工事施工者、工事監理者及び建築主は、工事中道路や隣接地等に対して環境面での配慮（特に公害防止）をお願いします。
- 3 工事施工中において変更を生じたときは、所要の手続きが必要となる場合がありますので、設計又は工事監理などの建築士、若しくは建築主事等に相談してください。特に、計画変更確認の**手続きを行うべきであるにもかかわらず行っていないものについては、建築基準法第99条の規定による罰則の適用を含め厳正に対処することがあります。**
- 4 工事完了したときは4日以内に、所轄の建築主事等に完了検査申請書を提出してください。
- 5 工事完了検査等を受けるときは必ず工事現場に確認済証を備えておいてください。
- 6 **確認済証は、所得税の住宅取得控除等を受けるときにも必要となることもありますので大切に保管しておいてください。**
- 7 敷地が農地の場合は、農地法の許可後着工してください。
- 8 計画建物が隣地境界線から50cm未満の場合は、隣地所有者の承諾を得なければなりません。承諾を得られない場合は計画を変更する必要があります。（民法第234条）
- 9 工事の着手前に、建築物の計画の概要を近隣の住民の方々に説明するなど、民事上のトラブル（日照権、通行権等）防止に努めてください。
- 10 建築関係法令等（建築基準法令、バリアフリー法、省エネ法等）の改正の施行後に工事着手する場合は、改正後の規定に適合させる必要があります。
- 11 ブロック塀等を新設及び増設した場合、工事完了検査申請書の第4面「工事監理の状況」における「敷地の形状、高さ、衛生及び安全」の欄にブロック塀等の施工状況の記載及び建築基準法令の適合状況がわかる施工状況写真を提出してください。
- 以下は○印のあるものについて適用します。 -----
- 12 (1) この建築物は、工事監理者を定めなければ工事をする事ができないので、建築主は工事着手までに工事監理者・工事施工者届出書を所轄の建築主事等に提出してください。
- (2) この建築物は、**中間検査を受ける必要があります。次の工程に達したときは、中間検査申請を所轄の建築主事等に提出してください。**
- ・2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程。
- (3) 工事監理者は次の工程に達したときは施工状況報告書を所轄の建築主事等に提出してください。
- ・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造は、基礎及び屋根の配筋を終えたとき
 - ・鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造は、鉄骨の建方を終えたとき
 - ・その他建築主事等が必要と認めてあらかじめ指定した工程に達したとき
- (4) この建築物は、建築基準法第7条の5の適用を選択していますので、完了検査申請時に、次の工程に達した際における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真を添付する必要があります。また、必要に応じて建築基準法第12条第5項に基づく報告を求める場合があります。
- ・RC基礎の場合には、その基礎の配筋の工事終了時
 - ・構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時
 - ・屋根の小屋組の工事終了時
- (5) この建築物（工作物）は、検査済証の交付を受けなければ使用できません。検査済証の交付前に建築物を使用するときは仮使用の承認が必要となります。